

立入検査の重点化・効率化方策案について

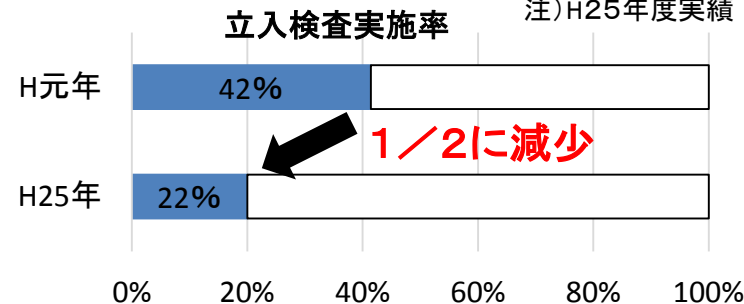
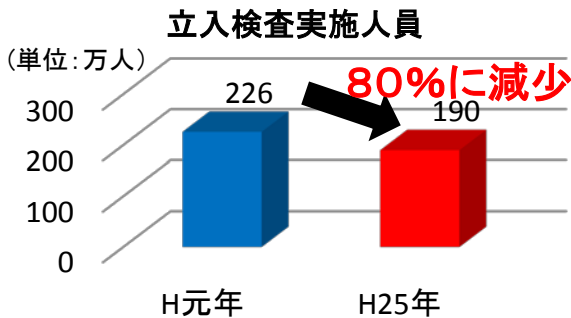
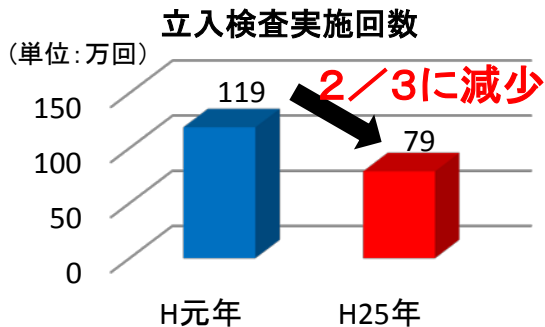
令和元年6月28日
総務省消防庁予防課企画調整係

平成元年と比べて平成25年の 防火対象物数は1.4倍に増加

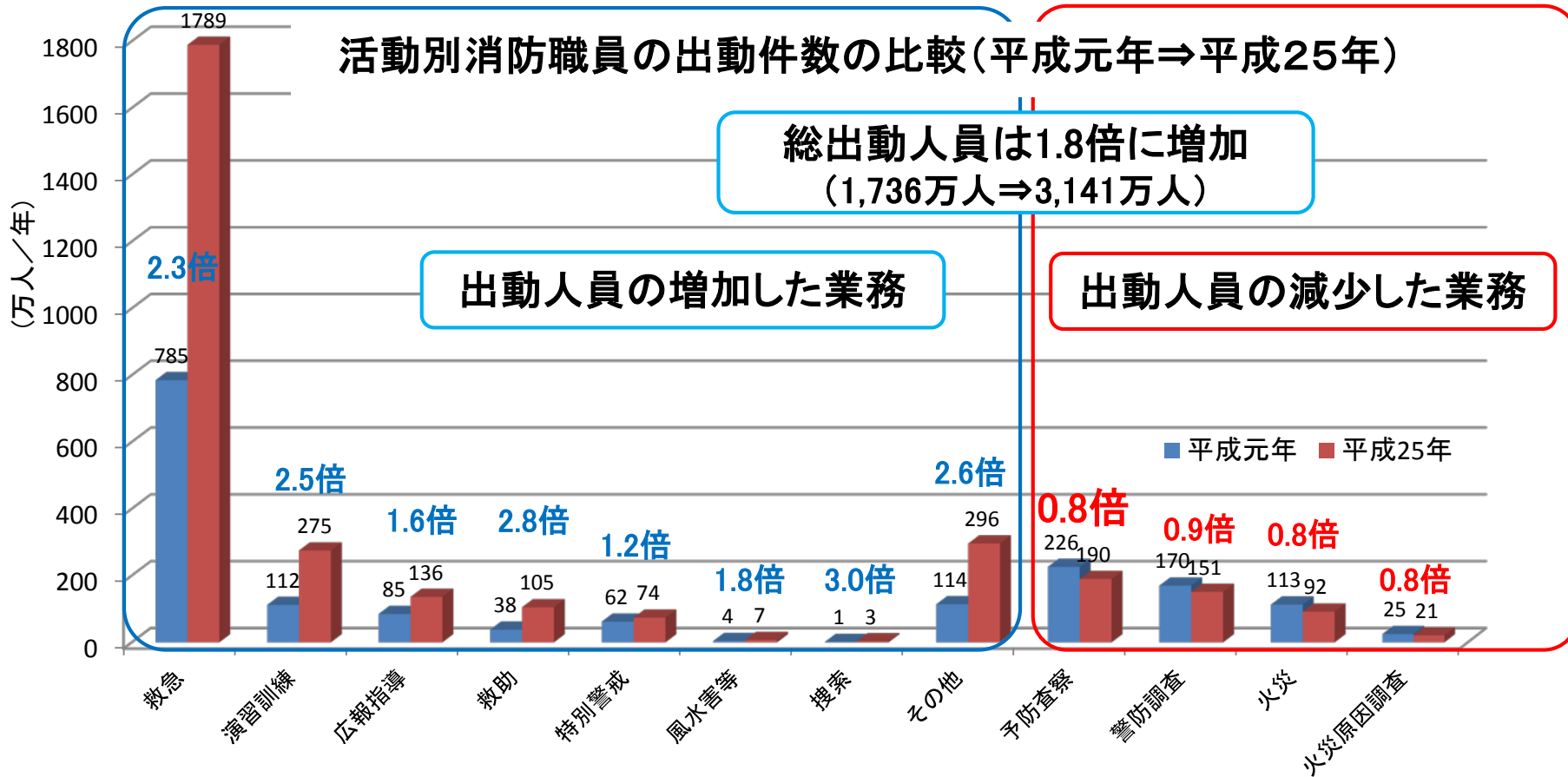
(292万棟⇒400万棟)

	大都市	中核市	その他	全国
立入検査実施率	30% (33万/110万)	27% (16万/59万)	17% (40万/231万)	22% (89万/400万)

注)H25年度実績



活動別消防職員の出動件数の比較(平成元年⇒平成25年)



効率的な立入検査等の検討に資するための照会結果 (平成30年3月違反是正アドバイザー会議)

○警防職員による立入検査実施状況

照会の対象	警防職員による立入検査		実施率
	実施している	実施していない	
全国アドバイザー本部(25本部)	24本部	1本部	96%
都道府県アドバイザー本部(46本部)	44本部	2本部	96%

○警防職員による立入検査実施数

照会の対象	H29年立入検査実施対象物数	うち警防職員による実施数	割合
全国アドバイザー本部(24本部) [※]	195,115 件	133,192 件	68%
都道府県アドバイザー本部(38本部) [※]	113,976 件	75,900 件	67%

※警防職員による立入検査を実施していると回答のあった消防本部のうち、立入検査の件数について回答のあった消防本部。

○警防職員に実施させるための工夫(主な回答)

- ・査察計画対象物を火災危険性に応じて警防職員に振り分けることで立入検査をしやすい仕組みとした。
- ・警防隊員まで理解しやすいような、細部まで明記したマニュアルを作成。
- ・警防査察員の査察対象範囲を広げ、警防査察員向けの査察マニュアルを作成。
- ・「査察員及び査察対象物区分表」を定め、警防要員と予防要員の行う査察対象物を明確化。

立入検査の教養シミュレーション動画の 作成について（案）

背景・経緯

これまでの予防行政の着実な取組により、出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向である一方、防火対象物数が長期的に増加傾向であることや、今後の高齢化の進展や社会変化等に伴い、自力避難困難者が利用する施設数が増加見込みであること等から、予防業務を着実かつ効果的に実施していく必要がある。



この取組の一環として、立入検査の重点化・効率化について、平成30年度から、消防庁主催の「火災予防の実効性向上作業チーム」において意見交換を行い、平成30年12月、警防職員を活用するための有効な育成事例等、消防本部の有効な取組事例を周知したところである（参考資料2－1参照）。



今後取り組む立入検査の重点化・効率化方策の一つとして、立入検査の教養シミュレーション動画の作成を考えている。これは、予防業務に係る職員の世代交代や職員数の減少等を踏まえ、予防業務の知識や経験、ノウハウを次世代へ継承していくため、立入検査を行う新任の予防要員や警防職員を対象とした、実践型教育を行える教材として、実在する事業所等における査察のシミュレーション動画を作成するものである。



本作業チーム専門委員打ち合わせにおいて、作成方針・内容等について意見交換を行ったうえで、全国消防長会予防委員会を通して、全国の消防本部（特に東京消防庁・政令市消防本部）に協力を依頼し、平成31年度中を目途に作成したいと考えている（次ページのスケジュール案参照）。

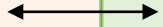
作成スケジュール（案）

2019

2020

2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

消防本部で作成している
シミュレーション動画の収集



平成30年度第2回 作業T専門委員打合せ



- ・作成方針の決定
- ・作成要領案の作成

動画作成WG 第1回打合せ

※動画作成に協力していただける
消防本部で構成



- ・作成内容の決定
- ・役割分担の決定
- ・作成スケジュールの決定

動画作成WG 第2回打合せ



- ・作成の進捗確認
(中間報告)
- ・必要な調整

動画作成WG 第3回打合せ



- ・最終確認



動画を共有

全国消防長会
予防委員会



動画作成に協力
していただける
消防本部の募集



- ・動画作成に関する意見の
とりまとめや動画作成への
協力の提案

動画の作成



立入検査の教養シミュレーション動画の作成要領（案）

1 動画を活用する対象者

立入検査を行う新任の予防要員、警防職員

2 動画の活用目標

各消防本部で対象者向けに動画を用いた研修を実施し、立入検査に対する意欲の向上や立入検査の質の向上を図る。

3 対象とする防火対象物の用途・規模等

- （※平成30年7月実施の全国消防長会予防委員消防本部へのアンケート結果等を元に設定）
- ・(2)項二（カラオケボックス）、(3)項ロ（飲食店）、(4)項（物品販売店舗）、(6)項二（幼稚園）、(14)項（倉庫）、特定一階段等防火対象物、給油取扱所等で、自動火災報知設備が設置されているような比較的小規模な対象物
 - ・各用途で共通する確認事項（防火管理者や点検等）や立入検査の事前準備という内容の動画を作成してはどうか。

4 動画の構成・長さ

- ・防火対象物の用途ごとに、違反内容を答えさせる問題編（5分程度）と解答編（5分程度）を作成。
- ・問題編で設定した法令違反等について、字幕又は音声で解説を入れること。解説には、違反内容に加え法的根拠、是正指導のポイント及び罰則等について説明。

5 問題で触れるべき違反内容等

予防業務の経験が豊富な職員で協議し、実際の立入検査で指摘すること又は見過ごしてしまいやすい法令違反等

- （例）所有者等の関係者の変更、防火管理者の未選任、消防訓練の未実施、避難上必要な施設の管理不良、防災物品の未使用、消火器の設置管理、自動火災報知設備警戒区域図の未設置、誘導灯の視認障害・消灯、消防用設備等の点検報告未実施、危険物の保管方法の不適、消防法第5条の3による物品除去命令、立入検査前の事前検討要領、その他各条例規制

6 作成主体、撮影方法、場所、動画の形式

- ・作成に協力いただける消防本部。※全国消防長会予防委員会を通して調整する予定
- ・各消防本部のビデオカメラ、PC等を使用して動画を作成。立入検査実施者が見ている映像を視点カメラで撮影することを基本とするほか、定点カメラ、絵、写真等により実際の雰囲気疑似的に体験できるよう工夫。
- ・撮影場所は実在の事業所を基本とするが、事業所の協力が得られない場合は、各用途に見立てた消防庁舎等でも可。
- ・動画のフォーマットの形式は、MFX形式、H.264/MPEG-4 AVC形式、DVD形式のいずれかとする。

7 作成に係る予算

新規の予算確保が必要とならない範囲で、各消防本部が、撮影場所の確保、立入検査員や施設関係者役としての出演、動画の撮影等を行うことを想定。今後作業を具体化した際、国が外部委託して対応することが適当である作業があれば、少額随契の範囲において消防庁予算で対応することを検討。

8 その他（動画のさらなる活用方策）

作成した動画を防火対象物の関係者向けに編集し、その動画を同関係者に見ていただくことで、立入検査で指摘されやすいポイントに対して、必要に応じて、同関係者が自ら是正するよう周知・啓発することとしてはどうか。

適正に管理されている建築物の考え方（案）

適正に管理されている建築物の考え方（案）

1 概要

防火対象物を火災危険性に応じてカテゴリー分けし、火災危険性が比較的低いと考えられる「適正に管理されている建築物」については、立入検査を実施する優先順位を低くすることで、それ以外の火災危険性がより高い建築物への立入検査にマンパワーを集中し、立入検査の重点化・効率化を図る。

2 防火対象物の火災危険性に応じたカテゴリー分け

- ① **適正に管理されている建築物**
過去の立入検査実績、各種届出の結果や消防訓練実施の確認等により、適正に管理されている建築物
- ② **管理不十分建築物**
過去の立入検査で毎回違反の指摘を受けているものや重大違反防火対象物
- ③ **社会的注目建築物**
近年の社会的影響の大きい火災（小規模社会福祉施設等）の発生に伴い、必要に応じて、重点的に立入検査を実施すべき建築物
- ④ **その他の建築物**
上記①から③に該当しない従来と同様の方法で継続的に立入検査を実施すべき建築物

①適正に管理されている建築物

立入検査を実施する優先順位を低くする等、効率化を図ることができると考えられるもの。過去の立入検査実績、各種届出の結果や消防訓練実施の確認等により、適正に管理されている建築物

④その他の建築物

従来と同様の方法で継続的に立入検査や必要な違反是正措置を行うべきもの。①から③以外のものが該当する。

②管理不十分建築物

マンパワーを集中し、重点的に立入検査や違反是正を実施すべきもの。過去の立入検査実績等により、いままで実施した立入検査で毎回違反の指摘を受けているものや重大違反防火対象物。

③社会的注目建築物

近年の社会的影響の大きい火災（小規模社会福祉施設等）の発生に伴い、必要に応じて、重点的に立入検査や違反是正を実施すべきもの。

低

火災の危険性

高

適正に管理されている建築物の考え方（案）

3 「適正に管理されている建築物」の該当要件

以下のものを全て満たすものを「適正に管理されている建築物」として、立入検査を実施する優先順位を低くしてはどうか。

- ① 重大な消防法令違反対象物に該当しない（注）
- ② 消防用設備等の点検及び報告を3年間以上法令どおり適切に実施
- ③ 防火管理者の選任義務がある対象物は、防火管理者が選任済み、かつ、消防計画に基づく消防訓練を3年間以上法令どおり適切に実施
- ④ 防火管理者等が避難経路や消防用設備等の適切な維持・管理に係る教育動画を視聴して、自己チェックを実施するとともに、その結果を管轄消防本部に提出（1年に1回以上）

（注）重大な消防法令違反対象物とは、「消防法令に基づき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務がある建築物のうち、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの、設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの又は機能に重大な支障があるもの」である。

<運用に係る考え方>

- ア 万が一、火災が発生した際、立入検査を長期間実施していないということではなく、上記の要件を満たしている建築物であり、自主的に防火対策の維持管理をしていたと説明できるのではないか。
- イ 防火対象物点検の義務対象又は防災管理点検の義務対象となる防火対象物のうち特例認定を受けているものは、定期的に消防本部による現場確認が実施されることが考えられるため、本制度の対象外としてはどうか。
- ウ 上記要件②の点検報告は、不備事項がないもの又は不備事項があったとしても、その報告後1年以内に改善されたものであること。
- エ 上記要件③について、防火管理者の選任義務がない対象物は、要件④のチェック項目（火災時の消火・通報等の方法の把握）を確認することにより要件③に代えることとしてはどうか。
- オ 上記要件①から③は消防本部で該当施設を抽出し、消防本部から①から③の全てを満たすものの関係者に対して、要件④を満たせば消防本部ホームページへの掲載及び立入検査を実施する優先順位を低くできる旨を周知することとしてはどうか。
- カ 上記要件④の動画は、今後、作成予定の立入検査の教養シミュレーション動画を事業者向けに編集したものを使用することを想定しており、消防本部のホームページから視聴することができるようにしてはどうか。
- キ 上記要件④の消防本部に提出するチェックシートの項目に重大な消防法令違反対象物になり得る違反（増改築の有無やテナントの入替え等）、避難施設の管理状況（階段室の物品存置等）、火災時の消火・通報等の把握（防火管理の義務のないものに限る）、消防計画に基づく自主チェック（防火管理の義務のあるものに限る）を盛り込みチェックすることとしてはどうか。
- ク 上記要件①から④を満たすものを適正に管理されている建築物として扱い、施設名称等を消防本部ホームページに掲載し、市民向けに広く広報してはどうか。
- ケ 適正に管理されている建築物のフォローアップについては、消防本部で1年に1回上記要件①から④の該当性を確認することとしてはどうか。
- コ 各消防本部の地域の実情等に応じ、上記要件の一部変更や追加ができるものとしてはどうか。